別紙様式５の１

介護職員処遇改善実績報告書(　　　　年度)

 もとす広域連合長　様

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所等情報 | 介護保険事業所番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者・開設者 | フリガナ |  |
| 名　　称 |  |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 都・道 府・県 |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| 事業所等の名称 | フリガナ |  | 提供するサービス |  |
| 名　　称 |  |
| 事業所の所在地 | 〒 都・道 府・県 |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
|  ※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 算定した加算の区分 | 介護職員処遇改善加算（　　Ⅰ　　Ⅱ　　Ⅲ　　Ⅳ　Ⅴ　　） |
|  | 賃金改善実施期間 | 　　　　　年　　　月　～　　　　　　年　　　月 |
|  | 　　年度介護職員処遇改善加算総額 | 円 |
|  | 賃金改善所要額(ⅰ－ⅱ) | 円 |
|  | ⅰ） | 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額 | 円 |
|  | ⅱ） | 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額 | 円 |
| 加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する場合 |
|  | 　　年度介護職員処遇改善加算総額（加算(Ⅰ)による算定額から加算(Ⅱ)による算定額を差し引いた額） | 円 |
|  | 賃金改善所要額(ⅲ－ⅳ) | 円 |
|  | ⅲ） | 加算(Ⅰ)の算定により賃金改善を行った賃金の総額 | 円 |
|  | ⅳ） | 初めて加算（Ⅰ）を取得する月の前年度の賃金の総額（従来の加算Ⅰを取得し実施した賃金改善額を含む） | 円 |
| N | 賃金改善の方法について |
| **※賃金改善を行った賃金項目（増額若しくは新設した給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）ごとに、支払時期、対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記入すること。** | 【例】毎月の基本給において、常勤の介護職員を対象に、一人当たりの平均賃金１万円相当増額 |
| するとともに、非常勤の介護職員を対象に、時給を１００円増額した。等 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

※　計画において加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算した場合は、原則実績においても加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算することとし、本様式の代わりに別紙様式５の２により報告すること。

※　④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※　④（ⅰ－ⅱ）が③以上でなければならないこと。

※　④ⅱ）の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※　⑤及び⑥は記入不要。

※　虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや

介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

|  |
| --- |
| 上記について、相違ないことを証明いたします。　　年　　月　　日　(法 人 名)(代表者名) 印 |

別紙様式５の1

提出書類一覧

　前年度に加算（Ⅱ）を取得していた介護サービス事業所であって、当該年度に加算（Ⅰ）を取得しており、かつ加算（Ⅰ）による上乗せ相当分を用いた計算（※）により報告する場合は、別に示す別紙様式５の２により提出してください。

※介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（H30.3.22老発0322第2号）の「２（３）①ただし書き」の方法。

＜必須書類＞

　●別紙様式５の１　介護職員処遇改善実績報告書

　●別紙様式５の１（添付書類１の１）　指定権者内事業所一覧表

　●別紙様式５の１（添付書類１の２）　事業所・職員別賃金改善額年間実績表

　●「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」（国保連から送付される書類）

　●自己点検シート（別紙様式５の１対応版）

＜指定権者（県事務所等、市町村等）の圏域を越えて所在する複数の介護サービス事業所について法人が一括して作成する場合のみ提出が必要な書類。該当ない場合、提出不要＞

　●別紙様式５の１（添付書類２）　報告対象都道府県内一覧表

＜都道府県の圏域を越えて所在する複数の介護サービス事業所について法人が一括して作成する場合のみ提出が必要な書類。該当ない場合、提出不要＞

　●別紙様式５の１（添付書類３）　都道府県状況一覧表